

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月23日（令和7年（行情）諮問第79号）

答申日：令和7年6月25日（令和7年度（行情）答申第130号）

事件名：特定一部事務組合の特定の補助事業に係る調査の内容が分かる文書の
不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月18日付け特定記号第5527号により特定防衛局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね別紙2ないし別紙3のとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書については、作成および取得をしておらず、保有の確認ができないため、令和6年9月18日付け特定記号第5527号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成及び取得をしておらず、保有の確認ができないため、不開示としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「貴省が当該審査請求に当たって不開示決定を維持する場合は、結果的に、貴省（特定防衛施設局）が特定一部事務組合に対して補助金の交付を決定したときに、補助金適正化法6条1項の規定に従って、補助事業等の内容が適正であるかどうかについて調査を行っていなかった

ことになるので、理由説明書にその合理的な理由と法的根拠を明記しなければならない」等として、原処分を取り消し、対象文書を開示するよう求めるが、本件対象文書については、上記2のとおり、作成および取得しておらず、かつ、特定防衛局において所要の探索を行ったにもかかわらず保有の確認ができないため、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月3日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していない理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 特定一部事務組合が、特定村A、特定村B及び特定米軍施設から排出される廃棄物を継続的かつ安定的に受け入れるため、ごみ処理施設の整備について必要な措置を採るときは、防衛省は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律8条に基づく民生安定施設の助成として、特定一部事務組合に対し、その費用の一部を補助することとしているが、本件対象文書中の「補助金」とは、この費用の一部補助のことである。

イ 特定一部事務組合が提出した上記補助金の交付申請書の審査にあたっては、何らかの調査等が行われたと思われるが、当該補助金の交付決定から約23年が経過しており、同調査等についての文書を作成していたとしても、既に廃棄しているものと考えられる。

ウ 本件各開示請求及び本件各審査請求を受け、関係部署において探索

を行ったが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁より提示を受けた当時の「防衛庁文書管理規則」を確認したところ、保存期間が5年と定められている文書の一つに「所管行政に係る意思決定を行うための決裁文書」が定められており（同規則別表3（5））、その類型例として、「補助金交付決定書」等が挙げられていることが認められる。

(3) そうすると、上記（1）アの補助金交付決定から約23年以上経過しているのであるから、その審査のために行われた調査等についての文書を作成していたとしても、既に廃棄しているとの上記（1）イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、特定防衛局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定防衛局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙 1

本件対象文書

特定防衛局は、同局が令和6年3月18日付けで開示を決定した、特定記号における「事務連絡(R元. 6. 28)」において、質問事項①に対して、特定一部事務組合が平成29年11月まで、“米軍施設のごみ処理”を一度も行っていないことについて、「特定一部事務組合としては、米軍ごみを米軍が分別さえすればいつでも受け入れる用意があるとしていたが、米軍としては分別は困難として受入れには至らなかった。」という主旨の回答を行っているが、同組合が同局に提出した補助金交付申請書の審査に当たって、同局が補助事業の内容が適正であるかどうかについて必要な調査等を行い、適正であると判断していた場合は、同組合は、施設供用を開始した平成15年度から、同局が補助金の交付の決定に当たって附した条件に従って“米軍施設のごみ処理”を行っていたはずなので、同局が同規定に従って補助事業の内容が適正であるかどうかについて必要な調査等を行っていた場合は、その調査等の具体的な内容が分かる行政文書

別紙 2

審査請求の理由（原処分）

- 1 補助金適正化法は、①補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止を図ることと、②補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的としている（法1条）。
- 2 したがって、補助金適正化法は、①補助金等の交付の申請をする者及び補助金等を使用する者と、②補助金等に係る予算を執行する者と補助金等の交付を決定する者を対象にしていることになる。
- 3 言うまでもなく、補助金適正化法において補助金等に係る予算を執行する者及び補助金等の交付を決定する者は、各省各庁の長になる。
- 4 なお、補助金適正化法3条1項の規定により、各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、①補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、②補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないことになっている。
- 5 そして、補助金適正化法6条1項の規定により、各省各庁の長が補助金等に対する交付を決定する場合は、①補助事業等の内容が適正であるかどうかについて調査を行い、②適正であることを確認しなければならないことになっている。（重要）
- 6 貴省（特定防衛施設局）は、特定一部事務組合に対して補助金の交付を決定したときに、同組合に対する補助金の交付の目的を達成するために、同組合が整備する特定一般廃棄物処理施設を使用して特定米軍施設から排出される一般廃棄物（以下「米軍ごみ」という。）の処理を行うことを条件として附していた。
- 7 しかし、特定一部事務組合は貴省（特定防衛施設局）の補助金（約40億円）を利用して特定一般廃棄物処理施設を整備した平成15年度から平成29年11月まで、補助金の交付の条件に従って米軍ごみの処理を一度も行っていなかった。（重要）
- 8 そして、貴省（特定防衛局）はその理由を、「特定一部事務組合としては、米軍ごみを米軍が分別さえすればいつでも受け入れる用意があったとしているが、米軍としては分別は困難として受入れには至らなかった。」としている。
- 9 理由はともかく、貴省（特定防衛施設局）は特定一部事務組合に対して補助金適正化法6条1項の規定に従って補助金の交付を決定しているので、そのときに、①補助事業等の内容が適正であるかどうかについて調査を行い、②適正であると判断していたはずである。（重要）
- 10 そもそも、審査請求人はこれらのことを前提として行政文書の開示請求

を行っている。

1 1 以上により、貴省は、審査請求人が開示を求めている行政文書を作成及び取得しているはずなので、当該審査請求に当たって不開示決定を維持することはできない。

1 2 なお、貴省が当該審査請求に当たって不開示決定を維持する場合は、結果的に、貴省（特定防衛施設局）が特定一部事務組合に対して補助金の交付を決定したときに、補助金適正化法6条1項の規定に従って、補助事業等の内容が適正であるかどうかについて調査を行っていないことになるので、理由説明書にその合理的な理由と法的根拠を明記しなければならない。（重要）

別紙 3

意見書（原処分）

- 1 防衛省が、特定一部事務組合に対して補助金適正化法 6 条 1 項の規定に従って補助金（約 4 0 億円）の交付を決定していたことは事実である。
- 2 そして、防衛省が特定一部事務組合に対して補助金の交付を決定したときに、同組合に対する補助金の交付の目的を達成するために、補助金適正化法 7 条 1 項の規定に従って同組合が同省の補助金を利用して整備する特定一般廃棄物処理施設を使用して、同組合の行政区域内にある特定~~在~~米軍施設から排出される一般廃棄物（以下「米軍ごみ」という。）の処理を行うことを条件として附していたことも事実である。
- 3 なお、補助金適正化法 6 条 1 項の規定により、防衛省が市町村（一部事務組合を含む。）に対して補助金の交付を決定する場合は、同省において必要な調査を行い、①補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、②補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを確認しなければならないことになっている。
- 4 したがって、防衛省は、特定一部事務組合に対して補助金の交付を決定したときに、①補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないと判断していたことになり、②補助事業の目的及び内容も適正であると判断していたことになる。（重要）
- 5 しかし、特定一部事務組合は、特定一般廃棄物処理施設の供用を開始した平成 1 5 年度から平成 2 9 年 1 1 月までの約 1 5 年間、事実として、特定一般廃棄物処理施設を使用して補助金の交付の条件になっている「米軍ごみ」の処理を一度も行っていなかった。
- 6 しかも、特定一部事務組合は平成 2 9 年 1 2 月以降においても、特定一般廃棄物処理施設を使用して「米軍ごみ」に含まれている「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」の処理を行わずに「可燃ごみ」の処理だけを行っている。
- 7 しかし、その場合は、防衛省が、①補助金適正化法 6 条 1 項の規定に従って必要な調査を行わずに特定一部事務組合に対して補助金の交付を決定していたことになり、結果的に、②同法 3 条 1 項の規定に違反して特定一部事務組合に対して補助金の交付に係る予算を執行していたことになる。
- 8 なお、防衛省が特定一部事務組合に対する補助金の交付に係る予算の執行に当たって、補助金適正化法の規定に従って適正な事務処理を行っていたと判断している場合は、同組合が同法の規定に違反して補助事業を行っていたことになる。
- 9 なぜなら、特定一部事務組合は、防衛省の補助金を利用して整備した特定

一般廃棄物処理施設の供用を開始したときから、補助金適正化法の規定に基づく補助事業者として、同法11条1項の規定に従って補助事業を行っていなかった（補助金の交付の条件に従って善良な管理者の注意をもって補助事業を行っていなかった）からである。

- 10 しかし、防衛省は特定一部事務組合に対して、同組合が特定一般廃棄物処理施設の供用を開始したときから、補助金適正化法11条1項の規定に従って補助事業を行うこと（補助金の交付の条件に従って善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと）を求めていなかった。
- 11 したがって、防衛省が特定一部事務組合に対して国の行政機関として法令の定めに従って適正な事務処理を行っているとは判断している場合は、同省は審査請求人が開示を求めている行政文書を作成及び取得していなければならないことになる。（重要）
- 12 なぜなら、防衛省が審査請求人が開示を求めている行政文書を作成及び取得していない場合は、第三者（会計検査院を含む。）に対して特定一部事務組合に対する同省の事務処理の正当性を証明することができないことになるからである。（重要）
- 13 そして、防衛省が審査請求人が開示を求めている行政文書を作成及び取得していない場合は、特定一部事務組合が、①特定一般廃棄物処理施設の供用を開始した平成15年度から平成29年11月までの約15年間、特定一般廃棄物処理施設を使用して補助金の交付の条件になっている「米軍ごみ」の処理を一度も行っていない事実や、②平成29年12月以降においても、特定一般廃棄物処理施設を使用して「米軍ごみ」に含まれている「不燃ごみ」と「粗大ごみ」と「資源ごみ」の処理を行わずに「可燃ごみ」の処理だけを行っている事実を意図的に無視して事務処理を行っていることになるからである。（重要）
- 14 そもそも、審査請求人はこれらのことを前提にして、防衛省に対して行政文書の開示請求を行っている。
- 15 にもかかわらず、防衛省は、同省において審査請求人が開示を求めている行政文書については、作成及び取得しておらず、保有の確認ができなかったという理由だけで、不開示としていた。
- 16 しかも、防衛省は、審査請求人が行った審査請求に対して、審査請求を受けて所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかったという理由だけで、審査請求人の主張には理由がないと「断定」して、不開示決定処分を維持することは妥当であると結論付けている。
- 17 しかし、審査請求人の主張は、国の主権者である国民の主張である。
- 18 したがって、国の行政機関が国の主権者である国民の主張には理由がないと「断定」して事務処理を行うためには、法の秩序を維持するために、

行政機関の責任において、国の主権者である国民に対して、その法的根拠を明確にしなければならない。

- 19 そして、国の行政機関が国の主権者である国民に対して行政機関における事務処理に対する法的根拠を明確にするためには、その行政機関において組織的に用いることができる行政文書を作成及び取得して、いつでも国の主権者である国民に対して開示できるようにしておかなければならない
- 20 なぜなら、国の行政機関が行政機関における事務処理に対する法的根拠を国民に示すために、国民からの開示請求や審査請求等を受けて、その都度、行政文書の探索を行うことは、非効率的な事務処理を行っていることになり、国の行政機関としての事務処理を怠っていることになるからである
- 21 なお、情報公開法は、①国民主権の理念にのっとり、②行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、③行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、④もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、⑤国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを「目的」にしている（法1条）。

以上により、防衛省の理由説明は、特定一部事務組合に対して補助金を交付している国の行政機関としての理由説明になっていない※1※2ので、不開示決定処分を維持することは不当である。

※1：防衛省が審査請求を受けて審査請求人が開示を求めている行政文書の探索を行っていることが事実である場合は、少なくとも、同省は、令和7年において審査請求人が審査請求を行っている理由を承知していることになる。

※2：国の行政機関である防衛省が、国民が開示を求めている法令に基づく同省の事務処理に関する行政文書に対して、①作成及び取得していないという理由や、②国民の審査請求を受けて検索を行ったが保有を確認できなかったという理由だけで、③不開示決定処分を維持することは、同省が、④審査請求における国民の「主張」や、⑤情報公開法の「目的」を無視して事務処理を行っていることになり、結果的に、同省が、⑥法令の定め反して事務処理を行っていることになる。

いずれにしても、国の行政機関である防衛省（法律上は防衛大臣）は、国の立法機関である国会が定めている補助金適正化法3条1項の規定により、補助金等が「国民」から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意して、補助金等に係る予算の執行に努める責務を有している。

そして、防衛省の職員は、憲法15条2項の規定における日本の公務員とし

て、同省の奉仕者としてではなく、「国民全体」の奉仕者として職務を遂行する責務を有している。

以上